

(金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号に規定する資産証券化商品から除かれるものを指定する件)

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号に規定する資産証券化商品から除かれるものは、同号に掲げる有価証券又は資金の貸付けに係る債権であつて次のいずれかに該当するものとする。

一 発電プラント、鉱山事業、交通インフラ、環境インフラ、通信インフラその他の特定の事業からの収益のみをもつて当該有価証券又は当該資金の貸付けに係る債権に関する債務の履行の責任を負い、当該有価証券の保有者又は当該資金の貸付けに係る債権の債権者が当該事業に係る有形資産又は当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているもの

二 船舶、航空機、衛星、鉄道、車両その他の有形資産からの収益のみをもつて当該有価証券又は当該資金の貸付けに係る債権に関する債務の履行の責任を負い、当該有価証券の保有者又は当該資金の貸付け

に係る債権の債権者が当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているもの

三 当該有価証券の発行又は当該資金の貸付けが原油、金属、穀物その他の商品取引所の上場商品の支払準備金、在庫又は売掛債権の資金調達のための短期の信用供与の目的でなされ、当該商品の売却代金のみをもって、当該有価証券又は当該資金の貸付けに係る債権に関する債務の履行の責任を負い、かつ、当該有価証券の保有者又は当該資金の貸付けに係る債権の債権者が当該商品及び当該商品からの収益について相当程度の支配権を有しているもの

(金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号イからニまでに掲げる要件に類する性質を有する要件を指定する件)

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号イからニまでに掲げる要件に類する性質を有するものは、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十九条第一項の規定に基づき発行される住宅金融支援機構債券(以下この号において「機構債券」という。)であつて、当該機構債券に係る債務の担保に供するため同法第二十一条の規定に基づき特定信託(同法第十三条第

一 項第二号イに規定する特定信託をいう。以下この号において同じ。 ） がなされている機構債券又は当該
特定信託の受益権に該当することとする。